# 令和4年度第2回ふぐ処理師免許に係る講習 実施案内

このことについて、次のとおり実施いたしますので、内容を十分に御確認の上、受講手 続を行ってください。

## 1 講習の区分及び受講対象者について

徳島県ふぐの処理等に関する条例(以下「条例」という。)に規定される講習は、次の2つに分けられます。この度、2つの講習を同時に行いますが、受講対象者や受講手続はそれぞれ異なりますので、ご注意ください。

(1)新規講習	・条例第5条第2項第1号に規定する講習 ・受講対象者:新たにふぐ処理師免許の取得を目的とする方
(2)更新講習	・条例第9条第2項に規定する講習 ・受講対象者:既に徳島県でふぐ処理師免許を取得しており、 その更新を目的とする方 *平成30年に免許を取得した方は受講してください。

#### 2 講習日時

令和5年3月1日(水)午後1時30分から午後4時まで

## 3 講習会場

徳島県徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁 8階 804会議室

# 4 受講手続

受付期間	令和5年1月30日(月)から令和5年2月8日(水)まで (土、日を除く。)	
受付時間	午前9時から午後5時まで	
提出書類	(1)受講申込書 ・新規講習を受講する場合:別紙様式1 ・更新講習を受講する場合:別紙様式2 (2)手数料3000円(徳島県収入証紙により納入すること。)	

## <留意事項>

・徳島県収入証紙は、徳島県内の食品衛生協会(東部保健福祉局及び各総合県民局等の保健 所庁舎にあります。)、阿波銀行各店舗、徳島大正銀行各店舗及び県庁地下1階の売店等で 購入することができます。

- ・徳島県収入証紙は、収入印紙ではありませんので、ご注意ください。
- ・徳島県収入証紙には、消印をしないでください。
- ・受付をした申込書等の提出書類及び手数料は、申込みを取り消した場合又は講習を受けな かった場合でも返還いたしません。
- ・受講申込書の提出は、受付期間中に早めに行ってください。
- ・提出していただいた書類に不備等があった場合、ご連絡させていただくことがあります。

## 5 受講手続書類の提出場所

一般社団法人徳島県食品衛生協会(電話 088-621-2219) 徳島市万代町1丁目1番地 徳島県危機管理環境部消費者くらし安全局安全衛生課内 (郵送の場合、令和5年2月8日(水)まで消印有効とします。)

## 6 講習時間等

	時 間	所 要 時 間
受 付 ふぐ処理師免許更新申請の受付	13:00 ~ 13:30	30分
条例及び条例施行規則に関する知識	13:30 ~ 14:00	3 0 分
ふぐに関する一般知識	14:00 ~ 14:45	4 5 分
休憩	14:45 ~ 14:55	10分
食品衛生に関する一般知識	14:55 ~ 15:40	4 5 分
修了証の交付	15:40 ~	

#### 7 講習当日持参するもの

筆記用具、ふぐ処理師免許更新申請を行う方は必要書類及び手数料3000円 (徳島県 収入証紙により納入すること。)

# 8 受講にあたっての注意事項

(1) 遅刻等で受講できなかった場合も手数料は返還いたしません。事前に受付時間、講習会場の場所等を十分に御確認の上お越しください。

#### (2) 新規講習の方

ふぐの処理師免許の申請をするには、本講習を受講するほか、知事が定めるふぐ処理師試験に合格しなければなりません。

令和4年度の試験の受験申請は既に終了しておりますので、来年度以降、徳島県ホームページ等で試験の案内を御確認の上、受験申請してください。

ただし、別表1の都府県においてふぐ処理に関する試験に合格した方については、 本講習を受講し、必要書類を提出することで免許が取得できます。

# (3) 更新講習の方

本講習当日、受講会場にてふぐ処理師免許更新申請の受付窓口を設けますので、講習受講の際には、必要書類及び手数料3000円(徳島県収入証紙により納入するこ

# と。)をお持ちください。

なお、更新対象者が多数いらっしゃる場合は、受付にお時間がかかることがありま すので、お早めにお越しください。

# 別表 1

埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 富山県 石川県 静岡県 愛知県 滋賀県 京都府 奈良県 鳥取県 岡山県 山口県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 熊本県 宮崎県 鹿児島県

# 9 講習に関する問合せ先

一般社団法人徳島県食品衛生協会(電話 088-621-2219) 徳島市万代町1丁目1番地 徳島県危機管理環境部消費者くらし安全局安全衛生課内